

協議第25号

学校教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
<p>1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。</p> <p>4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。<u>また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u></p>	

「協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	1～4 略 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、 <u>幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u> 6 略 7 公立幼稚園については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</u> 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、 <u>幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</u> 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、 <u>合併時に再編する。</u> 10 学校給食については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。</u>	1～4 略 5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> 6 略 7 公立幼稚園については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u> 8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、 <u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u> 9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、 <u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u> 10 学校給食については、 <u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u>

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的 経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行う。</li> <li>支給対象 生活保護法による保護基準額を基礎とし、原則として、申請世帯全員の前年合計収入額が保護基準額の1.3倍未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的 幕別町と同一</li> <li>支給対象 幕別町と同一</li> </ul>	<u>幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u>	<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u>

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
要保護・準要保護 児童生徒の就学援 助事業 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給費目及び金額(一人当たり年額)</li> <li>学用品費</li> <li>ア.小学校(1年生を除く) 14,780円</li> <li>イ.小学校(1年生のみ) 12,610円</li> <li>ウ.中学校(1年生を除く) 26,050円</li> <li>エ.中学校(1年生のみ) 23,880円</li> <li>修学旅行費 必要経費を援助</li> <li>体育実技用具費</li> <li>ア.小学校(スケート) 11,270円</li> <li>イ.中学校(スケート) 11,270円</li> <li>新入学児童生徒学用品費</li> <li>ア.小学校 19,900円</li> <li>イ.中学校 22,900円</li> <li>学校給食費 必要経費を援助</li> <li>医療費 必要経費を援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給費目及び金額(一人当たり年額)</li> <li>幕別町と同一</li> </ul>		

区分	現況		調整の具体的内容										
	幕別町		忠類村	決定済	再提案								
公立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>現員</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わかば幼稚園</td> <td>130名</td> <td>67名</td> <td>3学級</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・保育時間 <ul style="list-style-type: none"> <li>通常保育 8時45分～13時45分</li> <li>水曜日のみ 8時45分～11時30分</li> <li>預かり保育 終了後～16時</li> </ul> </li> <li>・休業日 <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の祝日に関する法律に定める休日</li> <li>日曜日及び土曜日</li> <li>学年始休業日(4/1～4/7)</li> <li>夏季休業日(7/10～8/31までの間において引続き25日以内)</li> <li>冬季休業日(12/10～1/31までの間において引続き25日以内)</li> <li>学年末休業日(3/25～3/31)</li> <li>教育長が定める日</li> </ul> </li> </ul>		名称	定員	現員	学級数	わかば幼稚園	130名	67名	3学級	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。<u>ただし、事業内容については、新町において調整する。</u></p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
名称	定員	現員	学級数										
わかば幼稚園	130名	67名	3学級										

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
私立幼稚園就園奨励費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要 国の規定に基づき、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料の減免をする場合に、補助金を交付する。</li> <li>・補助対象及び金額 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び生活保護を受けている世帯 ア.第1子 137,700円/年 イ.第2子 196,000円/年 ウ.第3子以降 253,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯 ア.第1子 104,900円/年 イ.第2子 176,000円/年 ウ.第3子以降 246,000円/年 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする)8,800円以下の世帯 ア.第1子 80,400円/年 イ.第2子 161,000円/年 ウ.第3子以降 241,000円/年</li> </ul>	該当なし	幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区 分	現 況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
私立幼稚園就園奨励費補助事業（つづき）	<p>当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする）102,100円以下の世帯</p> <p>ア.第1子           56,500円/年 イ.第2子           147,000円/年 ウ.第3子以降      237,000円/年</p>			
私立幼稚園入園料及び保育料補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 幼稚園の振興に資するため私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図るため入園料、保育料を補助する。</li> <li>・補助対象 町内にある私立幼稚園に在籍する3才児、4才児及び5才児のいる世帯</li> <li>・補助金額 入園料                   7,000円                                   （最初の入園時のみ） 保育料                   4,000円/月                                   については、前記「私立幼稚園就園奨励費補助事業」対象者以外への補助</li> </ul>	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。	幕別町の例により、合併時に再編する。

区分	現況		調整の具体的内容	
	幕別町	忠類村	決定済	再提案
学校給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>共同調理場 1施設</li> <li>建設年度 平成9年度</li> <li>建物面積 949m<sup>2</sup></li> <li>給食能力 3,000食/日</li> </ul> </li> <li>・調理方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>直営センター方式(ドライシステム採用済み)</li> </ul> </li> <li>・給食費 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校194円/食</li> <li>中学校235円/食</li> </ul> </li> <li>・会計方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>公会計</li> </ul> </li> <li>・給食形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>完全給食</li> <li>メニュー <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.パン給食2回(水、金)</li> <li>イ.麺給食1回(火)</li> <li>ウ.米飯給食2回(月、木)</li> <li>最終週は、パン給食1回(水)、米飯給食3回(月、木、金)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>共同調理場 1施設</li> <li>建設年度 平成5年度</li> <li>建物面積 289m<sup>2</sup></li> <li>給食能力 500食/日</li> </ul> </li> <li>・調理方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>直営センター方式(ドライシステム採用済み)</li> </ul> </li> <li>・給食費 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校200円/食</li> <li>中学校238円/食</li> </ul> </li> <li>・会計方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>私会計</li> </ul> </li> <li>・給食形態 <ul style="list-style-type: none"> <li>完全給食</li> <li>メニュー <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.パン給食1回(火)</li> <li>イ.麺給食1回(木)</li> <li>ウ.米飯給食3回(月、水、金)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、<u>会計方式及び給食形態</u>については、新町において調整する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。また、<u>会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u></p>